

環境省告示第四十四号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第十二号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

題名を次のように改める。

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第五条中「ねこ」を「猫」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第六条柱書き及び第一号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第四号中「取引状況」の下に「（販売先に係る情報を含む。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

第六条第五号を削り、同条第六号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同条第五号とする。